

北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏の形成に関する協定により形成された、北しりべし定住自立圏全域を対象とし、当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を内容とする北しりべし定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定（変更を含む。以下同じ。）に資することを目的に、北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 懇談会は、共生ビジョンの策定のための審議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員18名以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 共生ビジョンの策定に当たって、必要な事項について協議するため、懇談会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 懇談会委員

(2) 北しりべし定住自立圏を構成する市町村の職員

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、小樽市総務部企画政策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。